

「災害時協力井戸」を募集

災害時協力井戸について

地震等の大規模な災害が発生した場合、水道が断水し、長期間にわたり飲用水や飲用以外に使用する生活用水の不足が予想されます。

能登半島地震においても、広い地域で断水が続き、水の確保ができずに問題となっています。

このような事態に備え、個人や事業所が日頃から使用している井戸を「災害時協力井戸」として事前に登録いただき、災害時には可能な範囲で被災者の方に提供していただきます。

災害時には、飲用水ではなく、生活用水として使用させていただきます。

登録要件

- ・市内に所在する井戸であること。
- ・井戸水を汲み上げるための設備があること。
- ・井戸枠等があり安全に使用できること。
- ・井戸が適正且つ継続的に管理されていること。
- ・生活用水として使用できる水質であること。
- ・災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ・市のホームページ等に井戸の所在地を公表できること。



登録までの流れ

- ・登録の申出
災害時協力井戸登録申出書を市総務課に提出します。
 - ・現地調査等
登録要件の現地確認を行います。
 - ・登録の通知
登録の可否を通知します。
 - ・標識の配布
標識を配布します。
- ※生活用水として使用いただくため、市は水質検査を実施しません。

問い合わせ先

本巢市 総務部 総務課

電話：058-323-5191

FAX：058-323-1156

